

令和3年12月28日

規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、南丹市人権を尊重し多様性を認め合うまちづくり条例(令和3年南丹市条例第27号)第10条の規定に基づき設置する人権尊重のまちづくり審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、本市における人権啓発及び教育等に関する事項について調査、審議し人権尊重のまちづくりの推進を図るものとする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、職務を代理する。
- 4 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員総数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第5条 審議会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民部において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

